2太介第　719 号

令和2年12月28日

市内　地域包括支援センター

　　　　指定居宅介護支援事業所

　　　　指定小規模多機能型居宅介護支援事業所

　　　　管理者　様

太宰府市長　楠田　大蔵

（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関す

る臨時的取扱いについて（通知）

　貴職におかれましては、コロナ禍において様々な感染予防対策を講じた上で、業務にあたっていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年10月26日付2太介第552号「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いの終了について（通知）」により通知したところです。

そこで、当該取扱いの実施にあたり、下記のとおり具体的な考え方を示しましたので、内容をご確認の上、より適切なケアマネジメント業務の遂行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知によりこれまでの市の取扱いを変更するものではありませんが、貴事業所において周知いただき、必要に応じて業務の見直しをお願いいたします。

　また、今後の状況の変化に伴い取扱いを変更する場合は改めて通知します。

記

１　対応

（１）利用者に係るケアマネジメント業務は感染症予防対策を確実に行ったうえで、対面で行うことを原則とします。ただし、本人やその家族の面会拒絶や、入所施設による面会制限により、やむを得ず本人と面会できない場合は、本来利用者の居所を訪問して実施すべきアセスメント、サービス担当者会議及びモニタリング訪問等を代替措置（電話照会、メール、郵送、ＦＡＸ等）により行うことができることとします。

（２）代替措置によりケアマネジメント業務を行う場合は、他事業者のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を記録しておいてください。

（３）新規利用者については、当該利用者やその家族、これまで関わってきた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに替えられる場合は代替措置での実施でも可能とします。新規利用者やその家族等と直接対面して行う必要がある

場合は、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施してください。

　　なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行ってください。

（４）職員や利用者に新型コロナウイルス感染者（疑いや濃厚接触者を含む）が発生した場合に備え、利用者のサービス提供や支援に係る緊急対応方法を把握しておくほか、事業所内での業務調整や人員確保、市区町村や保健所への報告方法等をマニュアル化し、事業所内で周知しておいてください。

２　留意事項

1. 対面で行うべきケアマネジメント業務を代替措置で行った場合においては、本取扱いに基づいて実施し、適切に記録を残している場合は減算や指導の対象とせず、各種加算の要件を満たしているものとして取り扱います。ただし、各種加算の要件として実施が義務付けられている事業所内部の研修等については、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施してください。この場合において、代替措置（対面によらない方法）による研修の実施も可能とし、代替措置の内容（実施状況等）を記録しておいてください。

（２）本取扱いは太宰府市の被保険者を対象としますが、事業所の所在地または利用者の保険者から別に通知が発出されている場合は、その対応でも可能とします。

＜問い合わせ先＞

太宰府市介護保険課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 介護保険係

TEL　092-921-2121

内線　370・371・372